

# 高齢化の進展に備えた計画的な病床整備（案）

～沖縄県地域医療構想の実現に向けて～

令和2年10月28日

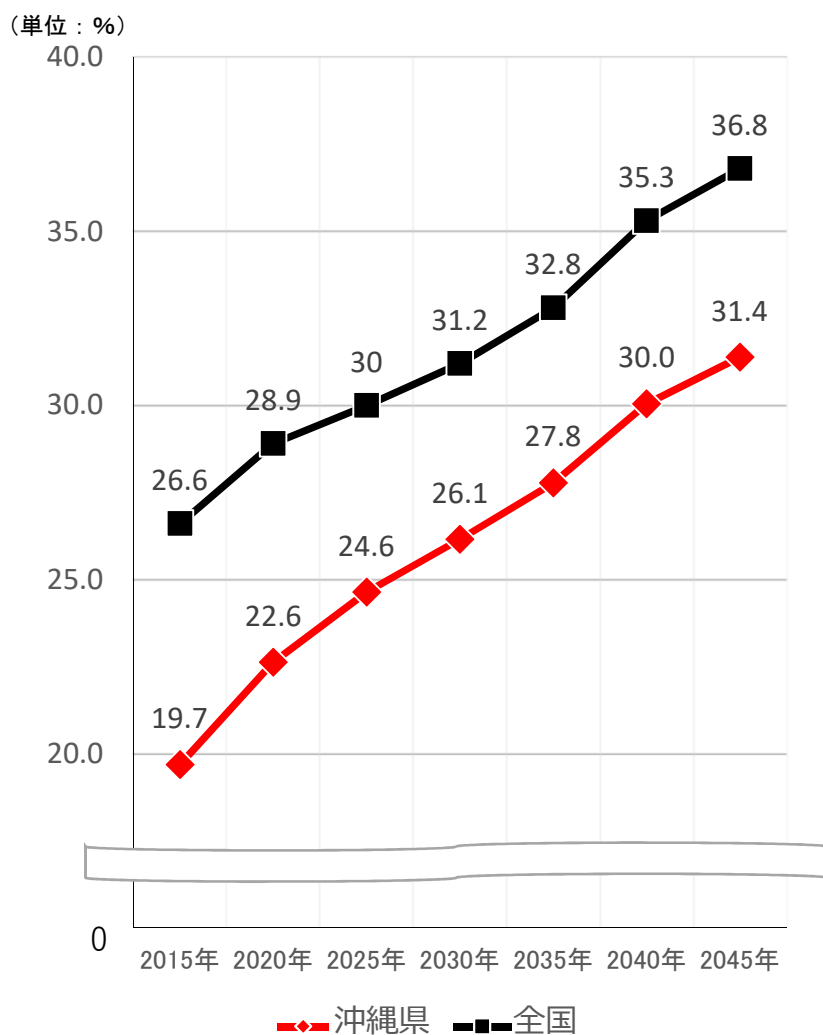
沖縄県保健医療部医療政策課

# I 計画的な病床整備の必要性

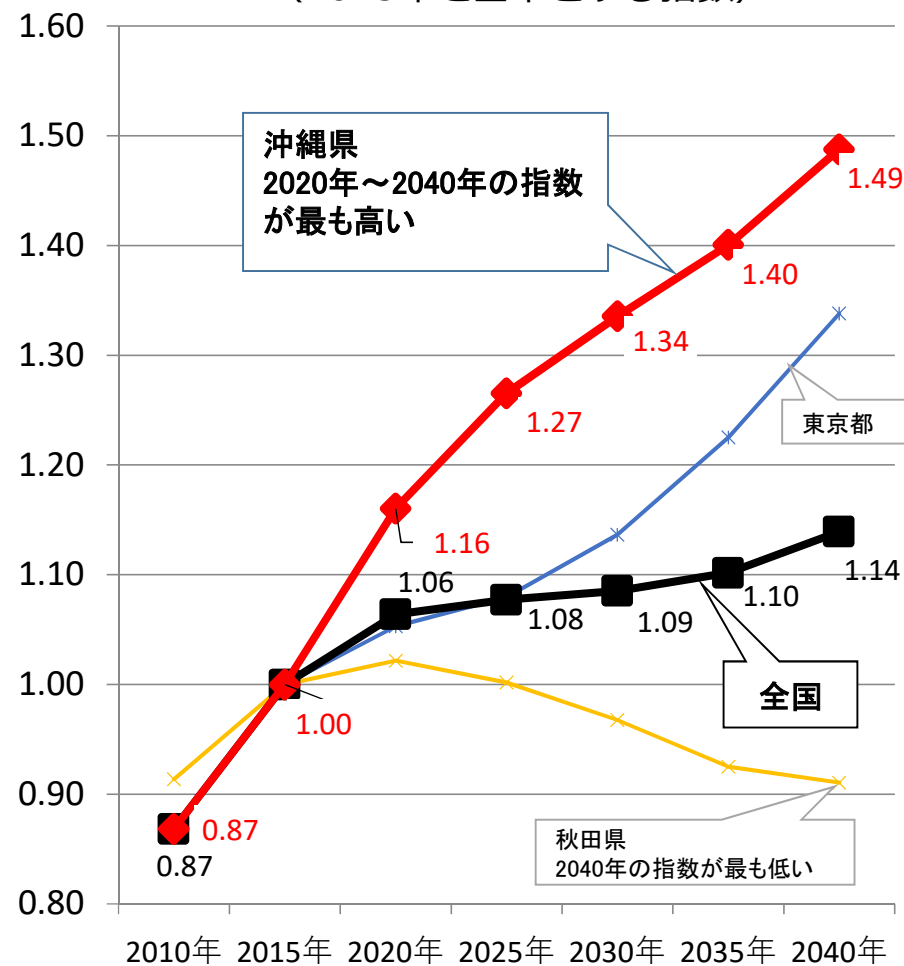
# 1 高齢者人口の増加

沖縄県は、全国一高い伸び率で高齢者人口が増加する見込みで急速に高齢化が進展  
(グラフ1-1、1-2参照)。

〔グラフ1-1〕 沖縄県の高齢化率の推移



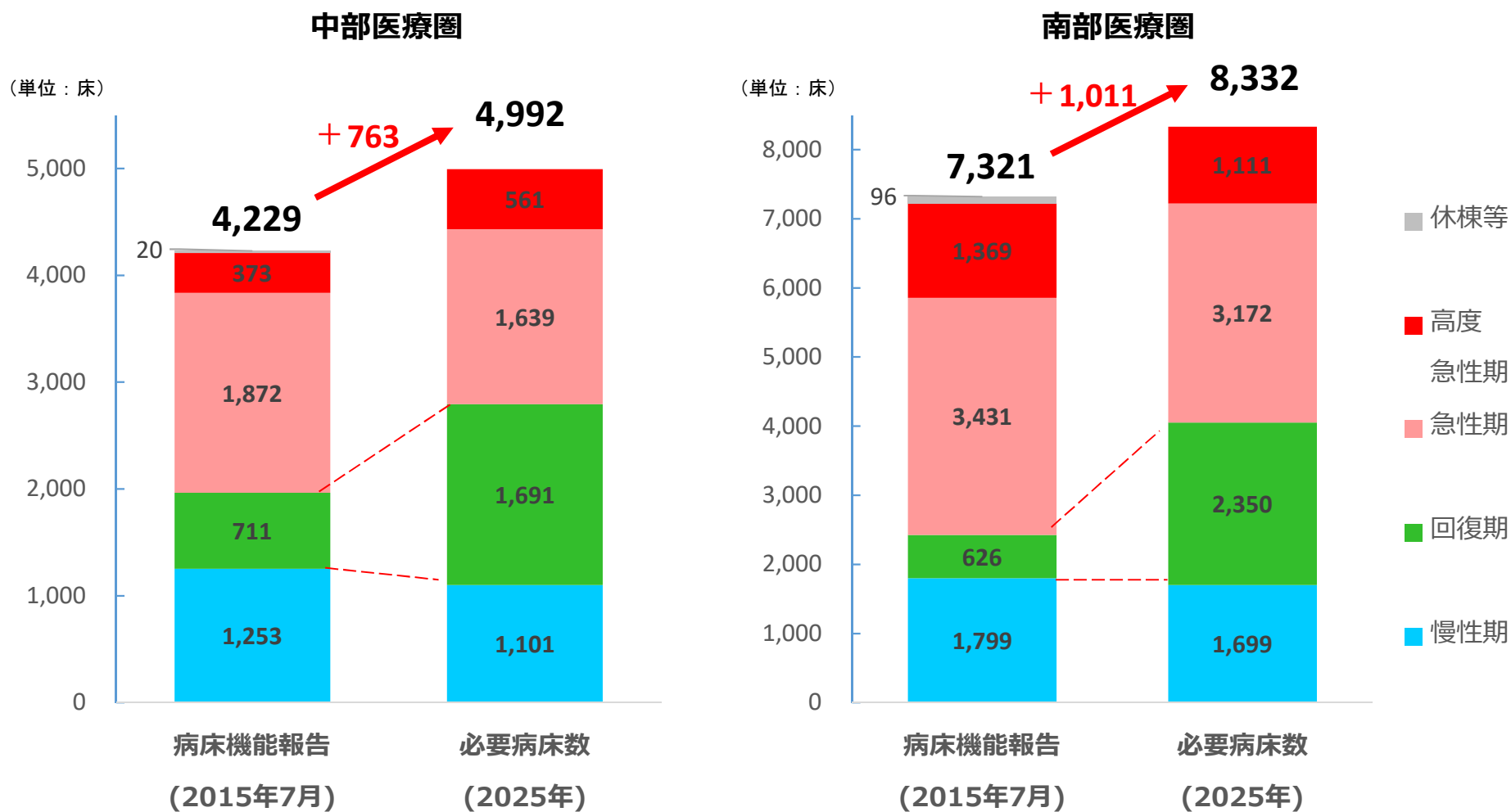
〔グラフ1-2〕 高齢者人口の伸び率  
(2015年を基準とする指数)



## 2 医療需要の増大

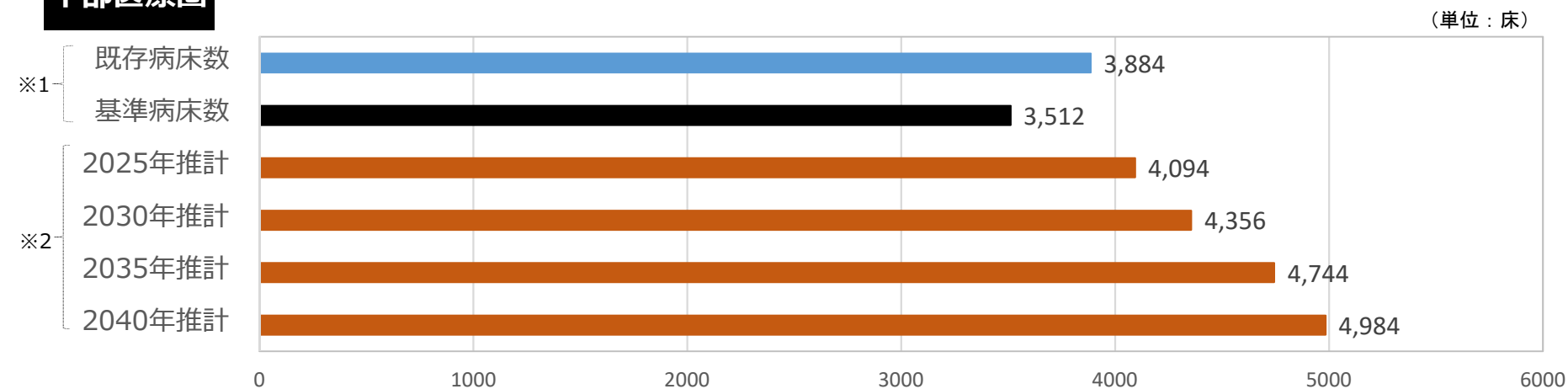
高齢者人口の増加で医療需要が増大する**中部及び南部医療圏**は病床が不足する見込み  
(グラフ2-1、2-2参照)

〔グラフ2-1〕 2015年病床機能報告の報告病床数と将来(2025年)における必要病床数の比較  
(沖縄県地域医療構想から抜粋)

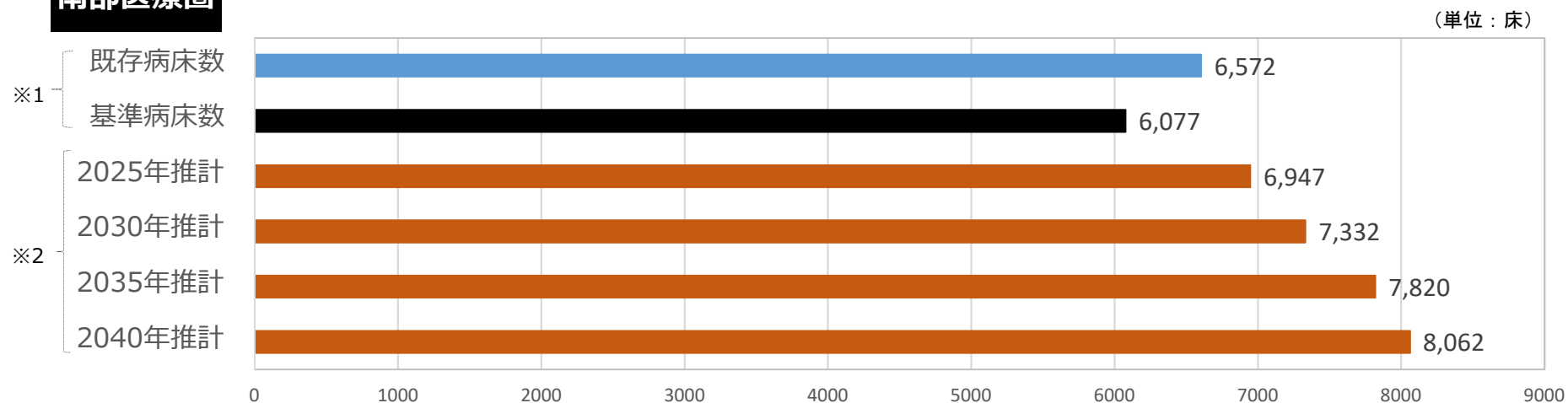


## 〔グラフ2-2〕 将来の基準病床数の推計

## 中部医療圏



## 南部医療圏



※1 既存病床数は令和2年6月30日現在（精査中）。基準病床数は第7次沖縄県医療計画で定めた平成30年4月1日現在の数値。

※2 2025年～2040年推計は、第7次沖縄県医療計画の基準病床算定式に、社会保障・人口問題研究所が公表する「性別・年齢階級別推計人口」により算出した基準病床数の推計値。実際の基準病床数は、各時点で定められた基準病床算定式により算出されるため、推計値のとおりとはならない。

## 1 高齢者人口の増加

沖縄県は、全国一高い伸び率で高齢者人口が増加する見込みで急速に高齢化が進展



## 2 医療需要の増大

高齢者人口の増加で医療需要が増大する中部及び南部医療圏は病床が不足する見込み



- 中部及び南部圏域では、将来の高齢者人口の増加に備えた計画的な病床の整備が必要
- 病床整備に当たっては、病棟等の整備、医師、看護師等の確保が必要となるため、現状の医療提供体制に重大な影響を与えないよう、沖縄県医師会等の関係者と連携した取組が重要

## Ⅱ 基準病床制度における新たな病床整備の方法

- 病床は、医療法に基づく基準病床数が二次医療圏ごとに設定されており、その範囲内での病床設置が求められている。
- 新たに病床を整備する方法は下記の3つがあり、通常は1を、例外として2及び3を適用

### 1 基準病床数の見直し

〔都道府県の判断で実施可能〕

不採用  
(P 8 参照)

医療計画で定める基準病床数を、直近の人口統計（国勢調査人口）を用いて算定し、既存病床数を上回る場合は、新たな病床の設置が可能

### 2 基準病床制度の特例適用

〔厚生労働大臣との協議及び同意が必要〕

- (1) 急激な人口の増加が見込まれる場合等の特例〔基準病床数算定時〕  
(医療法第30条の4第9項)

採用  
(P 9 参照)

- (2) 急激な人口の増加が見込まれる場合等の特例〔医療計画公示後〕  
(医療法第30条の4第10項)

不採用  
(P 10 参照)

- (3) 特定の病床の整備に関する特例（医療法第30条の4第11項）  
周産期疾患に係る病床、救急医療に係る病床、治験のための  
の病床等の特定の病床

不採用  
(P 10 参照)

### 3 届出病床の設置

〔診療所に限る〕〔都道府県の判断で実施可能〕

補完的  
に採用  
(P 11 参照)

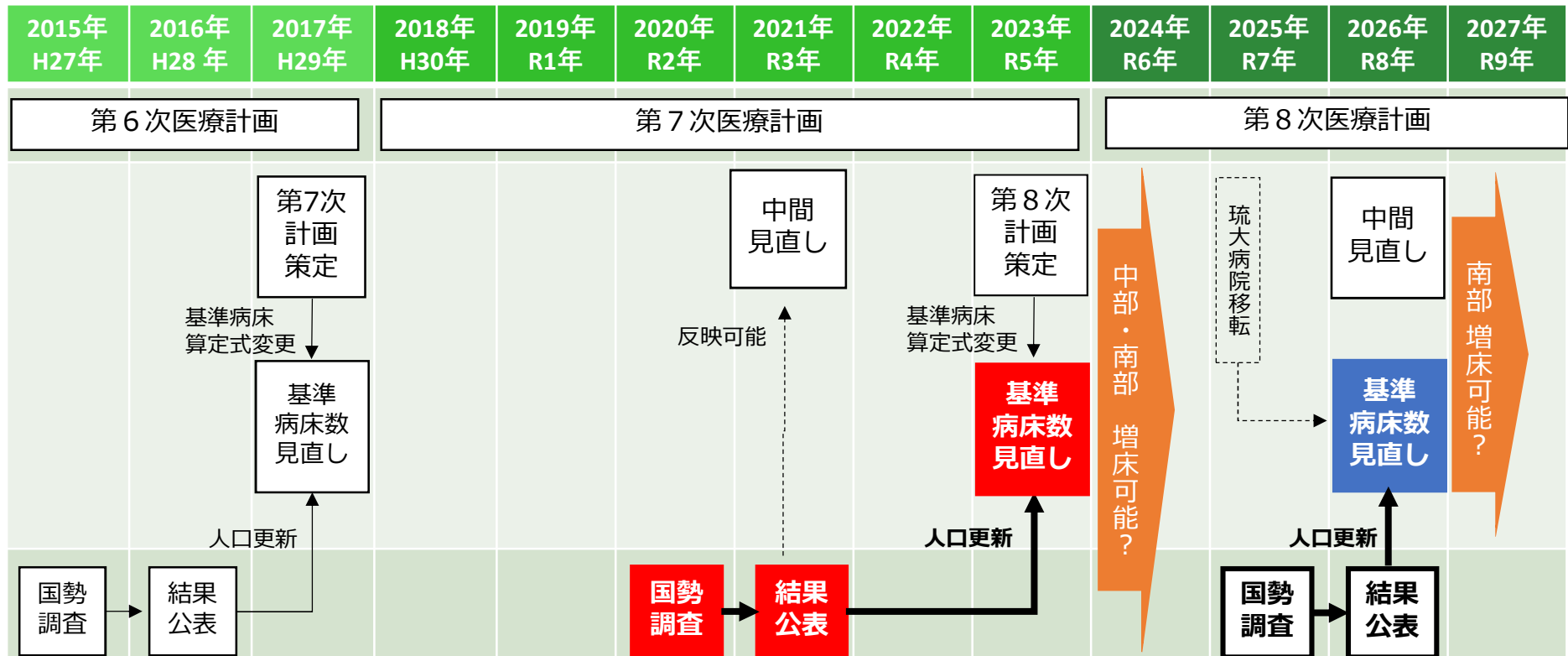
- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な病床  
(2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域  
において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な病床



# 1 基準病床数の見直し 〔都道府県の判断で実施可能〕

現行の基準病床数は2015年国勢調査人口により算定

【基準病床数見直しのスケジュール案】



## 新たな病床整備の方法として不採用

【不採用理由】

将来の高齢者人口の増加に備えた計画的な病床整備を行う観点から、不採用。  
 国勢調査による現在の人口で算定した基準病床数は、将来の高齢者人口増加に備えた病床数とはならない。  
 ただし、令和8年度には「2025年国勢調査人口」及び「琉球大学病院の移転」による基準病床数見直しにより、令和9年度から南部圏域で既存病床数が基準病床数を下回る可能性がある。

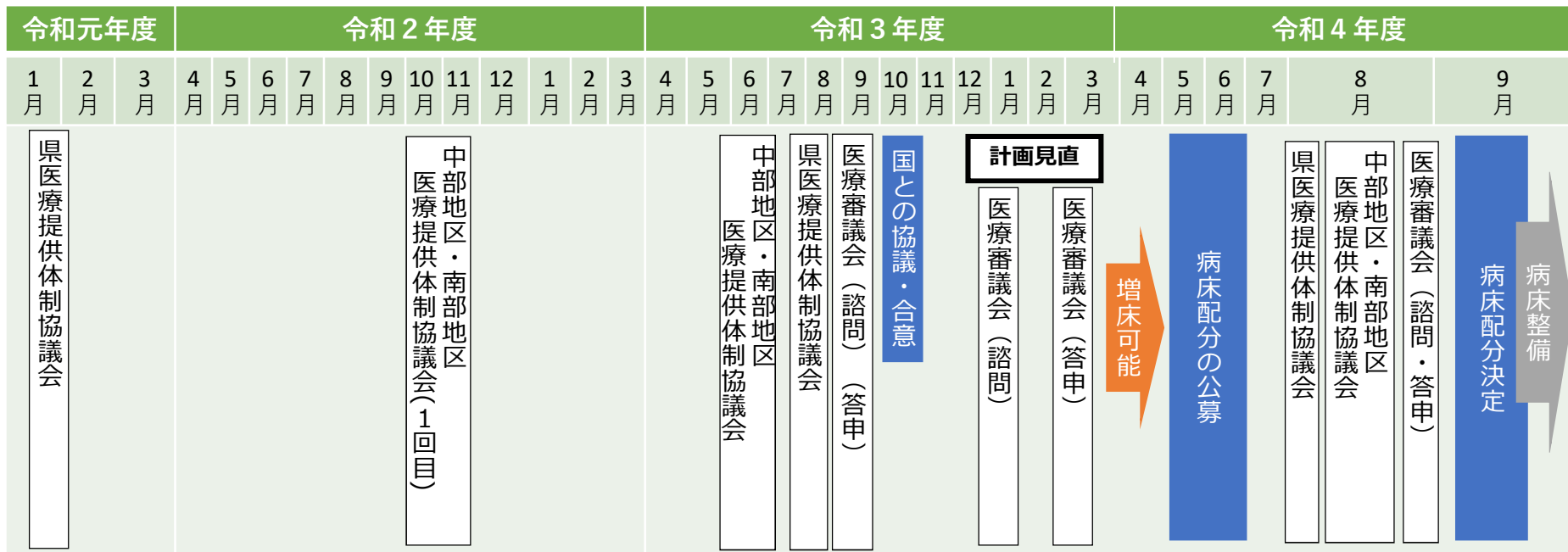
## 2 基準病床制度の特例適用

〔厚生労働大臣との協議及び同意が必要〕

### (1) 急激な人口の増加が見込まれる場合等の特例〔基準病床数算定時の特例〕 (医療法第30条の4第9項)

- ・ 将来の高齢者人口の増加を見込んだ基準病床数を定めることが可能
- ・ 医療計画策定時及び中間見直し時のみ適用可能

【特例適用のスケジュール案】



## 新たな病床整備の方法として採用

【採用理由】

令和4年度から増床可能となるため、迅速かつ計画的な病床整備ができる。

## 2 基準病床制度の特例適用

〔厚生労働大臣との協議及び同意が必要〕

### (2) 急激な人口の増加が見込まれる場合等の特例〔医療計画公示後の特例〕

(医療法第30条の4第10項)

- ・ 基準病床数は変更せず、医療機関からの個別の病床設置の許可申請に対して、基準病床数を超えて許可を認める特例
- ・ 申請に係る病院の所在する市町村が、二次医療圏内で特に人口の急増が著しいことを示す必要あり。

#### 新たな病床整備の方法として不採用

##### 【不採用理由】

基準病床数を変更しないため、計画的な病床の整備が困難

また、市町村別で特に人口の急増が著しいことを示すことが困難なため、増床が不可能

### (3) 特定の病床の整備に関する特例 (医療法第30条の4第11号)

#### 新たな病床整備の方法として不採用

##### 【不採用理由】

周産期疾患や救急医療等、特定の専門病床の整備に限り適用される特例で、不足が見込まれる回復期機能の病床整備は困難

### 3 届出病床の設置 **(診療所に限る)**〔都道府県の判断で実施可能〕

以下の機能を担う病床設置届出診療所として、県が認める場合に設置

- (1) 地域包括ケアシステムの構築のために必要な病床
- (2) へき地の医療、小児医療、周産期医療、救急医療その他の地域において良質かつ適切な医療が提供されるために必要な病床

〔病床設置までの手続き〕

- ア 医療機関の設置者は、県（医療政策課）へ事業計画等を記載した協議書を提出
- イ 地区医療提供体制協議会（地域医療構想調整会議）における事業計画の協議
- ウ 都道府県知事は、事業計画について沖縄県医療審議会で意見聴取
- エ 都道府県知事は、病床設置届出診療所に該当するか否かを決定し、通知
- オ 医療機関の設置者は病床設置後10日以内に病床設置の届出を保健所へ提出

#### **新たな病床整備の方法として採用**

【採用理由】

地域包括ケアシステムの構築のために地域で必要とされる病床に限り、前記2（1）の基準病床制度の特例適用による病床整備を補完する方法として適宜活用

## Ⅲ 病床の整備計画

## 1 整備目標値の算定方法及び整備計画の考え方

- (1) 令和5年度の基準病床数を推計し、病床の不足が見込まれる場合は、第7次沖縄県医療計画の中間見直しを行う令和3年度に、「急激な人口の増加が見込まれる場合等の特例〔基準病床数算定時〕」を適用し、基準病床数の変更を行う。
- (2) 基準病床数の推計に当たっては、社会保障・人口問題研究所（以下「社人研」という。）が公表する推計人口を用いる。
- (3) 令和5年度の基準病床数を推計した結果、中部及び南部医療圏で病床の不足が見込まれるため、両圏域の病床の整備計画を定める。
- (4) 病床の整備期間は、令和4年度～令和5年度までの2カ年間とし、各年度の増床数は地域の医療提供体制や医療機関による整備の実現可能性等を考慮しつつ、沖縄県医師会等の関係者と連携しながら決定する。

## 2 整備に当たり留意すべき事項

- (1) 新たに整備する病床は、地域医療構想で不足が見込まれる回復期機能の病床とする。
- (2) 病床の整備に当たっては、医療従事者の需給状況を十分に考慮する。
- (3) 病床整備を行う医療機関及び病床数は公募とし、配分は県及び地区医療提供体制協議会での意見聴取、県医療審議会への諮問答申を経て、県が決定する。
- (4) 令和6年度に予定されている琉球大学病院（以下「琉大病院」という。）の移転による既存病床数及び基準病床数への影響を考慮する。

### 3 中部医療圏の整備計画（案）

(単位：床)

医療計画	年度	基準病床数	既存病床数 (各年4月1日時点)	過不足	増床数	増床後 既存病床数	備考
		A	B	B-A	C	B+C	
第7次 (H30 ～ R5)	R 2年度	3,512	(精査中) 3,884	372	+19	3,903	敬愛会設置診療所19床（届出病床）増床
	R 3年度		3,903	391	0	3,903	
	<b>R 4年度</b>	<b>4,048</b>	<b>3,903</b>	<b>△145</b>	<b>+72</b>	<b>3,975</b>	<b>基準病床の特例適用</b> 【基準病床数+536】 令和4～5年度の増床数は2年で均等割した数値を仮置き
	<b>R 5年度</b>	<b>(精査中)</b>	<b>3,975</b>	<b>△73</b>	<b>+73</b>	<b>4,048</b>	
第8次 (R6 ～ R11)	R 6年度	4,048 ※	4,048	0	0	4,048	
	R 7年度	4,048	4,048	0	+570	4,618	琉大病院移転により 既存病床数+570
	R 8年度	4,618±a	4,618	±a	0	4,618	「±a」は、琉大病院移転 による二次医療圏間の入院 患者流出入数を反映
	R 9年度	4,618±a	4,618	±a	0	4,618	
	R 10年度	4,618±a	4,618	±a	0	4,618	
	R 11年度	4,618±a	4,618	±a	0	4,618	

※ 算定式が確定していないため、R 6年度以降の基準病床数は推計値である。

## 4 南部医療圏の整備計画（案）

（単位：床）

医療計画	年度	基準病床数 A	既存病床数 (各年4月1日時点) B	過不足 B-A	増床数 C	増床後 既存病床数 B+C	備考
第7次 (H30 ～ R5)	R2年度	6,077	(精査中) 6,572	495	0	6,572	
	R3年度		6,572	495	0	6,572	
	R4年度	6,866 (精査中)	6,572	△294	+147	6,719	基準病床の特例適用 〔基準病床数+789〕 令和4～5年度の増床数 は2年で均等割した数値 を仮置き
	R5年度		6,719	△147	+147	6,866	
第8次 (R6 ～ R11)	R6年度	6,866 ※	6,866	0	0	6,866	
	R7年度	6,866	6,866	0	△550	6,316	琉大病院移転により 既存病床数△550
	R8年度	6,316±a	6,316	±a	0	6,316	「±a」は、琉大病院移転 による二次医療圏間の入 院患者流出入数を反映
	R9年度	6,316±a	6,316	±a	0	6,316	
	R10年度	6,316±a	6,316	±a	0	6,316	
	R11年度	6,316±a	6,316	±a	0	6,316	

※ 算定式が確定していないため、R6年度以降の基準病床数は推計値である。



## 5 病床の配分方針（案）

(1) 病床整備を行う医療機関及び病床数は公募による。

(2) 公募条件

ア 沖縄県地域医療構想で不足が見込まれる回復期機能を担う病床（地域包括ケア病床、回復期リハビリテーション病床、その他在宅復帰・在宅療養支援を担う病床）に限る。

イ 病院に設置する病床を対象とし、診療所は対象外とする。

(3) 病床配分の審査基準

ア 医療従事者の需給状況への影響及び人材確保の確実性

イ 地域の医療施設、介護施設等との連携体制

ウ 既存施設の運用実績（病床の稼働状況、在院日数、受入患者等の状況）

エ 収支計画等の運営計画の実現性

(4) 病床配分の手続

県は、上記(3)の審査基準に基づき審査し、県及び地区医療提供体制協議会での意見聴取、県医療審議会への諮問答申を経て、病床配分を決定

